

二級河川一宮川水系河川の整備促進に関する意見書

本市では、過去に度々浸水被害が発生しており、平成元年8月台風12号、平成8年9月台風17号、平成25年10月台風26号及び令和元年10月25日の大雨と4度にわたり甚大な浸水被害を受けました。

平成元年及び平成8年の水害の際には「河川激甚災害対策特別緊急事業」が実施され、平成25年の台風26号の際には「100ミリ安心プラン」が登録され、二級河川一宮川の改修、堤防の嵩上げ、調節池の増設が実施されているところです。

しかしながら、令和元年10月25日の大雨では、市内の二級河川一宮川水系の数箇所河川が氾濫し、3名の尊い命が犠牲となり、浸水区域は約1,200ヘクタールにおよび、約4,000戸の住居等が床上床下の浸水被害を受けました。また、国道道を含む主要な道路が長時間に渡り冠水し、市内の交通網は麻痺状態に陥り、住民活動に大きな影響を与えました。

そこで、更なる流域の安全安心を確保するため、「一宮川水系河川整備計画」及び「一宮川水系流域治水プロジェクト」に基づく治水事業が、スピード感を持ち強力に推進することが望まれております。

また、一宮川水系における中流域は、一宮川本川に支川が集まる地理的要因による浸水リスクがあり、これらの浸水リスクを解消するため、中流域から太平洋まで伸びる新たな導水路（河川）の整備を検討する必要があると考えます。

本市にとって一宮川水系河川の改修は、住民の生命と財産を守るための生命線であり、全市民が一日も早い洪水被害の解消を強く待ち望んでおります。

これらのことから、一宮川河川改修事業の早期完成のため、大幅な予算の増額等の特段のご配慮を賜わり、下記事項を実施されるよう強く要望いたします。

記

1. 地域住民の生命と財産を守り、安全で活力ある経済社会を実現するため、「一宮川水系河川整備計画」及び「一宮川水系流域治水プロジェクト」による治水事業を、スピード感を持ち強力に推進すること
2. 地理的要因による浸水リスクを解消するため、中流域から太平洋まで伸びる新たな導水路（河川）の整備を検討すること
3. 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づき、継続的に事業の推進を図ること
4. 一宮川河川改修事業の早期完成のため、必要な予算の確実な確保を図ること
5. 事業の実施においては、自然環境や生活環境に十分配慮した対策を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月22日

茂原市議会議長 中山 和夫

提出先 国土交通大臣、財務大臣、千葉県知事